

社会福祉法人幸生福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸生福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員等の報酬等)

第3条 役員に対して、各年度の総額が250万円を越えない範囲で、別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第5条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表3により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表3により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 4 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表3により報酬及び実費弁償費を支払う。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、第三者委員会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表3により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人及び事業所の運營業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支給する。

- 2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(評議員選任解任委員の報酬等)

第8条 評議員選任解任委員が、評議員選任解任委員会に出席したときは、別表6により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 法人及び事業所の職員を兼務する者については、別表6を適用しない。

(その他の報酬等)

第9条 前各条に定めのない場合については、状況により施設が支給の必要のあると認めた場合には、報酬及び実費弁償費等を支給することがある。

(重複支給の防止)

第10条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第5条の規程により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は支給しない。

- 2 第三者委員が、第三者委員会に出席し、当該開催日当日に第6条2の規程により事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表3に掲げる報酬及び実費弁償費は支給しない。

(適用除外)

第11条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会	5,500 円	日額 1,500 円
評議員会	3,500 円	

別表 2 (第 5 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	半日 8,500 円	日額 1,500 円
	1 日 18,500 円	

別表 3 (第 5 条・第 6 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事・監事 評議員 第三者委員	3 時間以内 3,500 円	日額 1,500 円
	3 時間以上 5 時間未満 5,500 円	
	5 時間以上 7 時間未満 8,500 円	
	7 時間以上 10,500 円	

別表 4 (第 6 条関係)

名 称	実費弁償費
第三者委員会	日額 3,000 円

別表 5 (第 7 条関係)

名 称	宿泊費	報 酬 (日帰り)	その他
出張旅費	1 泊 16,000 円	日額 8,000 円	実費額

別表 6 (第 8 条関係)

名 称	実費弁償費
評議員選任解任委員会	日額 3,000 円